

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))

② 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建 物 12年～50年

工作物 8年～60年

物 品 4年～15年

② 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち郡上市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（郡上市資金管理及び運用基準（平成１６年郡上市訓令第６８号）において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が５０万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が５０万円未満であるときに修繕費として処理している。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

青少年育英奨学資金貸付特別会計

鉄道経営対策事業基金特別会計

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
- | | |
|----------|-------|
| 実質赤字比率 | — % |
| 連結実質赤字比率 | — % |
| 実質公債費比率 | 11.1% |
| 将来負担比率 | 68.3% |
- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 — 千円
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 1,168,738 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

固定資産一覧において売却可能となっている公共資産

イ 金額 444,412 千円（帳簿価額）

ウ 基準日

令和6年3月31日時点

エ 抽出方法

固定資産台帳より売却可能資産を抽出する方法

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 29,717,246 千円
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
- | | |
|---|---------------|
| ・ 一般会計等に係る地方債の残高 | 27,764,772 千円 |
| ・ 債務負担行為に基づく支出予定額 | 6,240 千円 |
| ・ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための
一般会計等からの繰入見込額 | 16,848,961 千円 |
| ・ 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額 | 0 千円 |
| ・ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 | 1,373,663 千円 |
| ・ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額 | 0 千円 |
| ・ 連結実質赤字額 | 0 千円 |
| ・ 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 | 0 千円 |
| ・ 地方債の償還額等に充当可能な基金 | 6,427,805 千円 |
| ・ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 | 120,427 千円 |
| ・ 地方債の償還額等に要する経費として
基準財政需要額に参入されることが見込まれる額 | 29,717,246 千円 |
- ④ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 — 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支	171,172 千円		
内訳 業務活動収支	3,339,521 千円	支払利息支出	93,499 千円
投資活動収支	△ 3,100,246 千円	基金積立金支出	742,304 千円
		基金取崩収入	△ 903,906 千円

② 既存の決算情報との関連性

単位：千円

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	31,462,148	30,287,445
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	17,715	34,737
繰越金に伴う差額	1,458,953	
資金収支計算書	30,020,910	30,322,182

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（青少年育英奨学資金貸付特別会計、鉄道経営対策事業基金特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

単位：千円

業務活動収支	3,339,521
減価償却費	△ 6,164,741
国県等補助金収入（投資活動）	1,059,829
賞与等引当金増減額	10,205
徴収不能引当金増減額	△ 931
損失補償等引当金増減額	0
退職手当引当金増減額	0
資産除売却損	△ 61,306
資産売却益	89,369
未収債権増減額	△ 12,071
未払債務増減額	0
その他	△ 3,597
純資産変動計算書の本年度差額	△1,743,722

④ 一時借入金

- ・ 一時借入金の限度額 5,000,000 千円
- ・ 一時借入金に係る利子額 ー

⑤ 歳入歳出外現金の状況

歳入歳出外現金(地方自治法第 235 条の 4 第 3 項に規定する現金)の額
324,918 千円